1 議 事 日 程(第1号)

(令和5年第1回久山町議会3月定例会)

令和5年3月3日 午前9時30分開会 於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
 - ·議員派遣結果
 - 一部事務組合議会に関する事項

北筑昇華苑組合議会

粕屋南部消防組合議会

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会

日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(5久山町専決第1号)

(令和4年度久山町一般会計補正予算(第7号)) (町長提出)

日程第5 議案第2号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

(町長提出)

日程第6 議案第3号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

(町長提出)

日程第7 議案第4号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

(町長提出)

日程第8 議案第5号 久山町個人情報保護法施行条例の制定について

(5久山町条例第1号) (町長提出)

日程第9 議案第6号 久山町個人情報保護審査会条例の制定について

(5久山町条例第2号) (町長提出)

日程第10 議案第7号 久山町印鑑条例の一部を改正する条例について

(5久山町条例第3号) (町長提出)

日程第11 議案第8号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

(5久山町条例第4号) (町長提出)

日程第12 議案第9号 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ど

も・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例について

(5久山町条例第5号) (町長提出)

日程第13 議案第10号 久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例について

(5久山町条例第6号) (町長提出) 日程第14 議案第11号 久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例について (5久山町条例第7号) (町長提出) 議案第12号 久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条 日程第15 例について (5久山町条例第8号) (町長提出) 日程第16 議案第13号 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について (5久山町条例第9号) (町長提出) 日程第17 議案第14号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部 を改正する条例について (5久山町条例第10号) (町長提出) 議案第15号 久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例について 日程第18 (5久山町条例第11号) (町長提出) 日程第19 議案第16号 令和4年度久山町一般会計補正予算(第8号) (町長提出) 日程第20 議案第17号 令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) (町長提出) 日程第21 議案第18号 令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) (町長提出) 令和5年度久山町一般会計予算 日程第22 議案第19号 (町長提出) 日程第23 議案第20号 令和5年度久山町国民健康保険特別会計予算 (町長提出) 日程第24 議案第21号 令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計予算 (町長提出) 日程第25 議案第22号 令和5年度久山町水道事業会計予算 (町長提出) 日程第26 議案第23号 令和5年度久山町公共下水道事業会計予算 (町長提出) 2 出席議員は次のとおりである(10名) 1番 阿部文俊 2番 久 芳 正 司 哲 光 3番 部 团 4番 本 田 5番 末 松 裕 6番 部 恒 久 阿 7番 Ш 野 久 生 8番 荒 巻 時 雄 9番 佐 伯 勝 10番 只 松 秀 喜 官 欠席議員は次のとおりである(なし) 会議録署名議員 荒 巻 時 雄 佐 伯 勝 官 8番 9番 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(14名) 町 長 西 村 勝 副 町 長 佐 伯 久 雄 教 育 長 経営デザイン課長 中 原 三千代 重 松 宏 明

 会計管理者
 佐々木信一
 上下水道課長
 久芳義則

 福祉課長
 稲永みき
 都市整備課長
 大嶋昌広

 税務課長
 川上克彦
 総務課長
 久芳浩二

 町民生活課長
 井上英貴
 産業振興課長
 横山正利

 教育課長
 江上智恵
 健康課長
 亀井玲子

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 小 森 政 彦 議会事務局書記 城 戸 貞 人

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

開会 午前9時30分

○議長(只松秀喜君) おはようございます。

ただ今から、令和5年第1回久山町議会3月定例会を開会いたします。

本日、全員出席であります。よって、議会は成立いたします。

マスクを外させていただきます。まず初めに、私の方から一言申し上げます。

当議会は、令和4年11月15日発行の議会だより87号で、佐伯勝宣議員の出席停止処分に関する審決申請が棄却されたことを報告いたしました。これに対し佐伯議員は、自身が令和4年12月24日付で、個人的に発行し配布した議会報告において、同審決が町議会外の県知事への審決申請であることやこの申請が令和3年の懲罰に関することから、審決申請棄却の記事が町民の目をそらす目的ではないかと記載されています。

しかし、審決申請棄却の記事については、久山町議会が本件の処分庁であり、審決申請の結果が、議会運営に与える影響が大きいこと、同懲罰が新聞等で報道されており、当議会として、その結果を町民に報告することは、議会の役割としても重要であると考え、議会だよりに掲載したものであり、町民の目そらしを目的とするものではありません。

また、佐伯議員は、同議会報告において、久山町議会が、令和4年9月6日定例会を台 風11号の接近を理由に延期したことが、西村町長のコロナ療養を伏せるために行われたも のであるとも記載されています。

しかし、町長の新型コロナウイルス感染については、定例会の前の令和4年9月2日 に、町のホームページで公表されており、同年9月5日には、定例会においても報告され ていることから、町長のコロナ療養を伏せたことはありません。

さらに、佐伯議員は、令和5年2月15日付で発行された議会報告において、久山町議会が、令和4年6月定例会の会議録を改ざんした、音声データを加工したなどと記載されています。

しかし、会議録の改ざん・音声データ加工については、全くの事実無根であり、久山町 議会運営の信頼を損なうものであります。

よって久山町議会は、佐伯議員に対し、個人の責任で発行された議会報告において、本件についての訂正を希望いたします。

以上です。

続きまして、3月定例会開会に当たり、町長よりご挨拶をお受けいたします。

(9番佐伯勝宣君「議事進行、議事進行、議事進行」と呼

ぶ)

発言の許可は出しておりません。

(9番佐伯勝宣君「いや、それちょっと民主主義に反しますよ。」と呼ぶ)

発言の許可は出しておりません。

(9番佐伯勝宣君「いや、それこそ打ち合わせにございません。どこにあるんですか。民主主義に反しますから…」と呼ぶ)

それでは。

(9番佐伯勝宣君「議長、発言を許可を。そうしないと…」と呼ぶ)

許可しません。

(9番佐伯勝宣君「これは横暴ですよ。それに職権乱用になります」と呼ぶ)

発言の許可は出しておりません。

(9番佐伯勝宣君「それはちょっと…」と呼ぶ)

これ以上、議会進行を妨げるようなことがあれば、129条を適用します。

(9番佐伯勝宣君「それはあの横暴ですし。それは…」と呼ぶ)

横暴でも何でもございません。

(9番佐伯勝宣君「職権の乱用ですし、私の人権といいますか、議員としての権利を…」と呼ぶ)

はい、分かりました。佐伯議員に申し上げます。地方自治法第129条第1項の規定により、発言を禁止します。

(9番佐伯勝宣君「・・・・・・」と呼ぶ)

暫時休憩いたします。

再開は9時40分、9時40分に再開いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

休憩 午前9時34分

再開 午前9時45分

~~~~~~ () ~~~~~~

○議長(只松秀喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

3月定例会開会に当たり、町長よりご挨拶をお受けいたします。

西村町長。

○町長(西村 勝君) 皆さまおはようございます。

本日ここに、久山町議会3月定例会を招集しましたところ、議員全員の皆さまのご出席 を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本日3月3日桃の節句、梅の花から桃の花へ春の便りが聞こえ始めています。三 寒四温を繰り返しながら、いよいよ桜の開花が楽しみな季節へと近づいてまいりました。 皆さまもご承知のとおり、桜が見事な満開を迎えるためには、冬の寒さは欠かせません。 いったん眠ってしまった桜は、冬の寒さをきっかけに活動を再開し、その後は春の陽気と ともにつぼみが成長し、やがて美しい花を咲かせます。厳しい情勢を乗り越え桜のよう に、私たちの社会がこれから強く、大きな花を咲かしていくことを心から期待していま す。

さて、およそ3年間続いた新型コロナウイルス感染症対策は、大きく緩和され、いよいよ新しい時代へかじが切られます。5月8日から、現在の2類相当から、季節性インフルエンザと同じ5類への移行が決まり、マスクに関しては、今月の13日から着用の有無を個人の判断に委ねることとなりました。いよいよアフターコロナに向けた動きが活発になってきます。今後も、社会経済動向を踏まえ、新たな価値観の変化に迅速に対応してまいります。

令和4年度を振り返ってみますと、コロナおよび物価高騰対策など、喫緊の課題に取り組んでまいりました。そして、第4次総合計画の初年度として町の発展に向けて、基盤強化を実施し、当初の目標である生活環境、健康福祉、教育と産業の三つの分野の充実を図ることができました。具体的にはまず、生活環境の充実については、一昨年8月に発生した記録的豪雨により損壊した学校橋の復旧工事は、現在、下部工に着手し、来年度の完全復旧を目指して進めている状況です。また、山田~久原1号線舗装打替工事をはじめ、町民の皆さまの生活基盤の確保につながる道路等の整備を予定どおり実施できました。

次に、健康福祉の充実についてです。コロナ禍における高齢者の外出促進支援として、イコバスの日利用助成事業に取り組み、1月までに151名の方にご利用いただきました。シニアチャレンジ応援事業では、各行政区でスマートフォン教室を実施し、延べ182名の町民の皆さんにご参加いただき、コロナ禍における高齢者の皆さまの楽しみや挑戦のきっかけを提供することができました。

最後に、教育・産業の充実についてです。山田小学校大規模改修工事では、体育館と給食室、職員室棟の防水工事および壁面改修工事を終了しました。また、中学校の体育倉庫 解体撤去や両小学校給食室の空調設置等整備を完了するなど、長年着手できていなかった 教育施設の改修等を行い、子どもたちの学びの環境の充実を図ることができました。ソフト面においては、社会で活躍できる人材の育成を目指して、ひさやまてらこや (Plus)を開講し、延べ39名の子どもたちに、新たな学びを提供することができました。また、3カ年計画の初年度である中学校図書館リニューアルプロジェクトでは、中学生の実行委員会によって、全体構想の作成およびデッキづくりに着手し、フィンランド図書館との交流なども行いました。さらに、町民図書館への電子図書の導入を図り1,200冊の電子図書を町民の皆さまに提供することもできました。

産業分野については、プレミアム商品券事業補助金や、久山の田園風景を維持する取り 組みとして、若手農業者とのワークショップを開催し、令和5年度も継続していく予定で す。

財政面においては、ふるさと応援寄附金事業を積極的に展開し、前年比1億1,500万円ほどの増を見込んでおり、基金積立も1億3,300万円ほど行う予定です。

令和4年度は、町民の皆さまの安心・安全を第一に守りながら、コロナ禍であったから こそ、じっくりと計画を練り込みながら、久山町の魅力を生かした新たな種をまき、着実 な一歩を踏み出せた年となりました。

令和5年度は、引き続き、町民の皆さまの物価高騰に係る対策を行いながら、本町独自のまちづくりを加速する大切な年になると考えております。小さな町である本町が勢いよく変化に挑戦する姿は、共感を生み、マスコミだけではなく、産官学を含め、広くその動向が注目されています。これからは今まで以上に、小さな町であることを最大限に生かすことが必要不可欠であり、小さな町だからこそこんなところも進んでいる、こんなこともできる。町民の皆さまが夢や希望を抱くまちづくりを進め、幸福度、ウェルビーングの高い町を目指してまいります。

それでは、ここから令和5年度予算編成につきましてご説明させていただきます。

令和5年度久山町一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を59億6,800万円とし、令和4年度より1億8,700万円、約3.2%の増となっております。歳入におきましては、固定資産税や町民税の税収は若干復調の兆しを見せており、毎年増加しているふるさと応援寄附金は、令和5年度も増額で計上しています。一方、コロナ禍からの経済の先行きや物価高騰などの影響も懸念され、いまだ不透明な状況であり、町税を見ましても、コロナ禍前の令和元年度当初予算時まではまだ戻っておりません。そのため、町民の皆さまの安心・安全につながるサービスを行いながら、国の交付金等の活用を加え、町の基金も活用しながら、自治体DXの推進、物価高騰対策および投資的事業を同時に行っていく予算編成となりました。令和5年度は、第4次総合計画の2年目の年であり、将来像の実現に向けて、

それぞれの分野ごとに事業を進めてまいります。

健康福祉分野では、一斉健診をはじめ、子育てつながるプロジェクトを今年度引き続き 実施します。シニアチャレンジ応援事業では、映画やカラオケなど高齢者が楽しむための 新たな外出を支援します。また、物価高騰支援として、今年度に引き続き、ごみ袋を全世 帯への配布や持続的な子育て支援策として、令和6年度実施を目指して、子ども医療費助 成の見直しについて検討を行います。

教育の分野では、中学生を中心とした久山中学校図書館リニューアルプロジェクトのほか、山田小学校大規模改修事業をはじめとした教育施設改修事業を実施し、引き続き教育環境の整備を進めます。また、プログラミング教育アプリを活用した新たな授業を小・中学校でも開始します。

産業分野では、電子版を含むプレミアム商品券事業補助金や電子決済導入支援金など、 町独自のキャッシュレス導入支援を行います。また、今年度に引き続き、物価高騰支援と して効果的だった水稲農業物価高騰対策支援も行います。

暮らしの分野では、学校橋の復旧工事をはじめ、上山田~猪野線歩車道境界ブロック設置工事、赤坂工場団地2号線舗装改修工事など、道路橋梁等の整備を行います。

地域経営の分野では、自治体DXを推進し、住民の皆さまの利便性を図るため、議会動画配信事業、公共施設の利用予約や申請をオンラインで行うことができるシステム導入を行います。

このように、住環境整備だけではなく、新規技術を活用しながら、先行投資を行い、暮らしの豊かさの実感につなげてまいります。

以上が令和5年度実施する分野ごとの主な事業です。

今後も目まぐるしく社会情勢が変化していくことは予想されていますが、それを乗り越えていくためには、役所において、柔軟に対応していくことも重要です。課題によっては部署を超えて連携して解決に努め、効果的で効率的な行政運営と人材育成を同時に進めてまいります。

結びに、近年、社会課題としてだけではなく、経済や企業活動にまで、そのつながりが深まっている脱炭素についてお話をします。自然豊かで環境を大切にしてきた本町にとっては、大きな優位性であり、今後の第1次産業の維持にもつながる可能性を持った分野です。そのため、本町では昨年3月に、カーボンネガティブ&ネイチャーポジティブを宣言し、早生桐の植樹や役場ロビーの緑化、町民の皆さまをはじめ、企業団体の皆さまと一緒に、さまざまな取り組みを展開してまいりました。そしてこの取り組みが、一般社団法人地域温暖化防止全国ネットやセブン・イレブン記念財団が共催し、環境省、文部科学省も

後援している第13回脱炭素チャレンジカップにて、文部科学大臣賞を受賞いたしました。この大会は、全国の企業、自治体、市民団体、学校など、199団体の応募の中から、本町は、自治体で唯一のファイナリストとしてノミネートされ、脱炭素はもとより、多くのステークホルダーとの関わりと社会的な意義の深さについて評価をいただきました。本町のカーボンネガティブ&ネイチャーポジティブの取り組みは、まさに人づくりを脱炭素の柱として関わる、一人一人が楽しみながら進めていくことを大切にしてきました。今回の受賞は、環境・脱炭素という限られた分野における取り組みのように感じますが、実はまちづくりそのものだと認識しています。住民・行政・企業が役割分担を行い、社会や地域をよくすることを目的に、共に考え行動していくこと。それがまちづくりの原点であり、エネルギーでもあるからです。今回の受賞を機に、今後も共感でつながる元気なまちづくりを目指して邁進してまいる所存です。

引き続き、議会の皆さまには一層のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、今回3月議会に提案しますのは、人事案件、条例改正、令和5年度予算等23議案 でございます。

詳細につきましては、各担当課長が議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、 可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(只松秀喜君) ありがとうございました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(只松秀喜君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、8番荒巻時 雄議員および9番佐伯勝宣議員を指名します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第2 会期の決定

○議長(只松秀喜君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの14日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(只松秀喜君) 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は、本日から3月16日までの14日間に決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長(只松秀喜君) 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣結果については、お手元に配布のとおりです。

次に、一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。

北筑昇華苑組合議会、粕屋南部消防組合議会および糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告については、お手元に配布のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(只松秀喜君) 日程第4、議案第1号専決処分の承認を求めることについてを議題と します。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長(中原三千代君) 議案第1号専決処分の承認を求めることについてをご 説明いたします。

専決処分をいたしましたのは、令和4年度久山町一般会計補正予算(第7号)で、庁舎空調機更新工事費の予算につきまして、令和5年1月16日に地方自治法第179条第1項の規定により専決したため、同条第3項の規定により承認をお願いするものです。

昨年12月庁舎空調機が故障し、原因調査を行っておりましたが、更新工事が必要との結果を受け、来庁者への配慮および職場環境の早期改善のため、早急に工事を発注すべきと判断し、臨時会を開く時間の猶予がなかったため、空調機更新工事のための予算を専決処分させていただいたものです。

本補正は、既定の歳入歳出予算の総額63億9,396万5,000円に、歳入歳出それぞれ1,155万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億551万5,000円とするものでございます。増額する歳出は、2款1項5目財産管理費、14節工事請負費1,155万円で、財源となります歳入は、全額前年度繰越金です。

詳細につきましては、議案説明会において担当課長がご説明いたしますので、ご審議の 上、ご承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第5 議案第2号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第6 議案第3号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第7 議案第4号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長(只松秀喜君) 日程第5、議案第2号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意 についてから、日程第7、議案第4号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につ いてまでは、提案理由は同じですので、一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(只松秀喜君) 異議なしと認めます。

従って、日程第5、議案第2号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について から、日程第7、議案第4号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてまで は、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村 勝君) 議案第2号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてご 説明いたします。

議案第2号から議案第4号までの3議案につきましては、久山町固定資産評価審査委員 会委員の選任同意についてであります。

本町の委員の任期が令和5年3月31日をもって満了となりますので、委員の選任に当たり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。選任同意をお願いいたします方は、今任哲次郎氏、今任義則氏、吉村勝明氏の3名でございます。今回選任する3名とも、現在の委員であり、再任をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の 上、同意いただきますようお願い申し上げ、説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第8 議案第5号 久山町個人情報保護法施行条例の制定について

○議長(只松秀喜君) 日程第8、議案第5号久山町個人情報保護法施行条例の制定について を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長(久芳浩二君) 議案第5号久山町個人情報保護法施行条例の制定についてご説明いたします。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の一部施行により、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が改正され、同法が地方公共団体にも適用されるにあたり、必要な事項を条例で定める必要が生じたため、提案するものでございます。

主な制定内容につきましては、個人情報保護に関する法律の改正に伴い、全国共通のルールに基づき、町が条例で定める必要がある、開示請求に係る手数料について定めるものでございます。それから、町が条例で規定することができる審査会への諮問について定めるものでございます。

なお、本条例の制定に伴い、久山町個人情報保護条例を廃止し、久山町情報公開条例の 一部も改正されることとなります。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していた だきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第9 議案第6号 久山町個人情報保護審査会条例の制定について

○議長(只松秀喜君) 日程第9、議案第6号久山町個人情報保護審査会条例の制定について を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長(久芳浩二君) 議案第6号久山町個人情報保護審査会条例の制定についてご説明いたします。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の一部施行により、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が改正され、同法が地方公共団体にも適用されるにあたり、久山町個人情報保護審査会に関して必要な事項を条例で定める必要が生じたため、提案するものでございます。

現在、久山町個人情報保護条例において、同審査会を設置しているところでございますが、個人情報保護に関する法律の改正に伴う久山町個人情報保護法施行条例の制定において、同条例が廃止されるため、改めて設置する条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していた だきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第10 議案第7号 久山町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長(只松秀喜君) 日程第10、議案第7号久山町印鑑条例の一部を改正する条例について を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長(井上英貴君) 議案第7号久山町印鑑条例の一部を改正する条例についての ご説明をさせていただきます。

本案は、個人番号カード等を利用したコンビニエンスストア等における証明書等の自動 交付サービスの開始に伴い、久山町印鑑条例(昭和61年久山町条例第20号)の一部を改正 する必要が生じたため、提案するものでございます。

主な改正内容は、これまでは印鑑条例の規定により、印鑑登録証明書を発行する際は必ず印鑑登録証が必要としておりましたが、新たに個人番号カード利用交付による印鑑登録証明書の交付についての条文を追加させていただき、コンビニエンスストア等で個人番号カードによる印鑑登録証明書の発行が可能となるよう変更させていただくものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、可決 していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第11 議案第8号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長(只松秀喜君) 日程第11、議案第8号久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例に ついてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長(井上英貴君) 議案第8号久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。

本案は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第39号)の一部施行により、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)上の犬の登録事務が簡素化されること、並びに個人番号カード等を利用したコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービスを推進し、個人番号カードの取得推進および窓口混雑の緩和を図るために、久山町手数料徴収条例(平成12年久山町条例第4号)の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

主な改正内容は、これまで狂犬病予防法の規定に基づく犬の登録手数料として、一律3,000円を徴収していたものを、動物の愛護及び管理に関する法律の規定に基づく、マイクロチップを装着した犬の登録手数料を無償化するもの、およびコンビニエンスストア等における証明書等の発行の開始に伴い、その際の手数料を、制度の普及促進を図るため、期間を区切って50円を減額するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、可決 していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第12 議案第9号 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子 ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について

○議長(只松秀喜君) 日程第12、議案第9号久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課、稲永課長。

○福祉課長(稲永みき君) 議案第9号久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う特定教育・保育施設及び特定 地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正す る内閣府令(令和4年内閣府令第65号)が施行されたことに伴い、久山町特定教育・保育 施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を 定める条例(平成26年久山町条例第12号)の一部を改正する必要が生じたため、提案する ものでございます。

改正内容は、児童福祉施設の長等の懲戒権限の濫用禁止に関する規定を削除するもので ございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していた だきますようお願いいたします。

説明を終わります。



日程第13 議案第10号 久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例について

○議長(只松秀喜君) 日程第13、議案第10号久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課、稲永課長。

○福祉課長(稲永みき君) 議案第10号久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)並びに民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和4年厚生労働省令第167号)の施行に伴い、久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年久山町条例第13号)の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

改正の主な内容は、家庭的保育事業所における安全計画の策定等の義務化、インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準の緩和、感染症および食中毒の予防および蔓延防止に必要な措置の明確化、児童福祉施設の長等の懲戒権限の濫用禁止に関する規定の削除となっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していた だきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第14 議案第11号 久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(只松秀喜君) 日程第14、議案第11号久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課、江上課長。

○教育課長(江上智恵君) 議案第11号久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)が令和5年4月1日から施行されることに伴い、久山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年久山町条例第24号)

の一部を改正する必要が生じたため、提案するものです。

主な改正概要ですが、安全計画の策定の義務化、業務継続計画の策定などの努力義務化、感染症および食中毒の予防および蔓延防止に必要な措置の明確化となっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただき ますようお願い申し上げます。

説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第15 議案第12号 久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長(只松秀喜君) 日程第15、議案第12号久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例 の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長(井上英貴君) 議案第12号久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例の 一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)が令和5年4月1日に一部施行されることに伴い、久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例(昭和49年久山町条例第14号)の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

主な改正内容は、久山町重度障がい者医療費の支給に関する条例では、本町に住民基本 台帳登録されている障がい者の方が指定されている施設に入所または入居のために提示された場合は、本町が、その方の医療費を負担すると規定しておりますが、今回、障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部施行 に伴い、その対象となる施設が拡充されたことから、本条例も併せて、指定施設を追記させていただくものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、可決 していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第16 議案第13号 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長(只松秀喜君) 日程第16、議案第13号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例 についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長(井上英貴君) 議案第13号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例に ついてのご説明をさせていただきます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第23号)が令和5年4月1日に施行されることに伴い、久山町国民健康保険条例(昭和34年久山町条例第3号)の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

改正内容は、久山町国民健康保険条例の出産育児一時金の金額40万8,000円を、48万 8,000円に変更するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明させていただきますので、ご審議の上、可決 していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。



日程第17 議案第14号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一 部を改正する条例について

○議長(只松秀喜君) 日程第17、議案第14号久山町地区計画の区域内における建築物の制限 に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

都市整備課、大嶋課長。

○都市整備課長(大嶋昌広君) 議案第14号久山町地区計画の区域内における建築物の制限に 関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、令和4年9月7日付けの令和4年久山町告示第30号により、地区整備計画の一部が変更されたことに伴い、久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成31年久山町条例第8号)の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

改正の主な内容は、久山町大字山田字法立の一部と字椿河内の一部に位置する法立地区 地区計画の区域内における地区整備計画区域の変更と、地区内に建築できる建築物の用途 ならびに壁面の位置、建築物の高さの最高限度等を変更するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会において説明いたしますので、ご審議の上、可決して いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。



日程第18 議案第15号 久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長(只松秀喜君) 日程第18、議案第15号久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例 についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課、久芳課長。

○上下水道課長(久芳義則君) 議案第15号久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例に ついてご説明いたします。

本案は、民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)が令和5年4月1日に施行されることに伴い、久山町水道事業給水条例(平成16年久山町条例第15号)の一部を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

概要につきましては、ライフラインの設備を設置・使用する目的で他の土地等を使用するための規律の整備がなされ、継続的に給付を受けるための設備の設置権等が新設されたことに伴い、久山町水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していた だきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第19 議案第16号 令和4年度久山町一般会計補正予算(第8号)

○議長(只松秀喜君) 日程第19、議案第16号令和4年度久山町一般会計補正予算(第8号) を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長(中原三千代君) 議案第16号令和4年度久山町一般会計補正予算(第8号)についてご説明いたします。

本案は、令和4年度久山町一般会計補正予算(第8号)で、既定の歳入歳出予算の総額64億551万5,000円から、歳入歳出それぞれ1億7,661万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億2,890万1,000円とするものでございます。

歳出につきましては、不用額が見込まれるものは可能な限り減額補正としております。 増額となる主なものは、2款総務費および13款諸支出金の財政調整基金費等4基金費の基 金積立金1億3,321万6,000円などでございます。

歳入につきましては、事業費の減額に伴い、国県支出金等の減額がある一方、増額となる主なものは、1款町税448万9,000円、7款法人事業税交付金959万5,000円、11款地方交

付税3,172万9,000円、18款寄附金6,171万5,000円、20款繰越金1億1,279万2,000円などでございます。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可 決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第20 議案第17号 令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(只松秀喜君) 日程第20、議案第17号令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長(井上英貴君) 議案第17号令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)についてご説明いたします。

本案は、令和4年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額10億8,962万4,000円から、歳入歳出それぞれ477万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,485万3,000円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、歳入補正といたしましては、国民健康保険税107万円の増額、 繰入金660万2,000円の減額でございます。

歳出補正といたしましては、総務費251万6,000円の減額、保険給付費178万2,000円の減額、保健事業費47万3,000円の減額でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していた だきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第21 議案第18号 令和 4 年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

○議長(只松秀喜君) 日程第21、議案第18号令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長(井上英貴君) 議案第18号令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明いたします。

本案は、令和4年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額1億7,534万1,000円から、歳入歳出それぞれ695万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,839万円とするものでございます。

補正予算の主な内容は、歳入補正といたしまして、後期高齢者医療保険料490万6,000円 の減額、繰入金207万1,000円の減額でございます。

歳出補正といたしましては、総務費55万8,000円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金641万9,000円の減額でございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していた だきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第22 議案第19号 令和5年度久山町一般会計予算

○議長(只松秀喜君) 日程第22、議案第19号令和5年度久山町一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長(中原三千代君) 議案第19号令和5年度久山町一般会計予算についてご 説明いたします。

本案は、令和5年度久山町一般会計予算で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億6,800万円と定めるもので、前年度当初予算額と比較して1億8,700万円、約3.2%の増額予算でございます。

令和4年度と比べ1億8,700万円の増額となりましたのは、自治体DXを推進するための諸事業費、山田小学校の大規模改修をはじめとする教育施設改修事業費、交通安全施設整備事業費の増額などによるものです。

自治体DXを推進するための事業費としましては、1款議会費議会動画配信委託料1,004万3,000円、2款総務費DX推進事業費3,414万2,000円、ここでは、オンライン施設予約システム導入委託料1,245万2,000円、電子申請システム導入委託料1,089万円などの予算があります。3款民生費シニアチャレンジ応援事業委託料92万4,000円、7款商工費プレミアム商品券の電子版導入を含むプレミアム商品券事業補助金996万円、電子決済システム導入支援金500万円などです。

財源は、国庫補助金のデジタル田園都市国家構想交付金1,669万2,000円と一般財源で

す。

その他の令和5年度当初予算の主な事業としましては、2款総務費ふるさと応援寄附金事業費2億2,262万2,000円、4款衛生費生活習慣病対策費4,262万5,000円および出産・子育て応援事業費1,354万5,000円、8款土木費赤坂工場団地2号線舗装改修工事を含む個別管理計画道路維持事業費6,177万5,000円、梅田橋改修工事を含む道路メンテナンス補助橋梁維持事業費3,950万円、藤河〜猪野バイパス線詳細設計を実施する社会資本整備総合交付金道路新設事業費3,600万円、上山田〜猪野線歩車道境界ブロック設置や防犯灯LED化などを含む交通安全対策事業費3,035万5,000円および総合運動公園整備事業を含む公園管理費1億2,530万2,000円、10款教育費山田小学校大規模改修事業、久山中学校内部改修事業など教育施設改修事業を含む教育振興一般経費2億7,519万7,000円、11款災害復旧費学校橋復旧にかかる道路災害復旧費1億1,490万円などでございます。

また、新規事業といたしまして、3款民生費高齢者の外出を支援するシニアチャレンジ 応援事業補助金290万円、4款衛生費アピアランスケア推進事業助成金および骨髄等ドナー助成金30万円、乳幼児健診での資格検査実施のための備品購入費151万8,000円、10款教育費ICT教育の一環として取り入れるプログラミング教育アプリ・スプリンギンクラスルーム使用料79万2,000円、グローバル人材育成事業内で実施する英語版歴史絵本印刷製本費153万6,000円などを計上しております。

物価高騰対策支援としまして、令和4年度補正予算で実施いたしました指定ごみ袋支給 事業および水稲農業物価高騰対策支援事業も引き続き実施するための予算を計上しており ます。

次に財源となります歳入ですが、主なものは1款町税21億4,758万5,000円、11款地方交付税6億3,000万円、15款および16款国県支出金9億4,852万1,000円、18款寄附金5億520万1,000円、19款繰入金6億5,190万5,000円、22款町債2億6,690万円などでございます。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可 決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第23 議案第20号 令和5年度久山町国民健康保険特別会計予算

○議長(只松秀喜君) 日程第23、議案第20号令和5年度久山町国民健康保険特別会計予算を 議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長(井上英貴君) 議案第20号令和5年度久山町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和5年度久山町国民健康保険特別会計予算をお願いするもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億8,356万8,000円で、前年度当初予算額と比較しまして、7,039万1,000円の増額となり、率としましては、約6.95%の増額予算でございます。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税1億6,024万5,000円、県支出金8億1,464万9,000円、繰入金1億859万9,000円を計上いたしております。

歳出の主なものとしましては、総務費2,556万3,000円、保険給付費8億777万4,000円、 国民健康保険事業費納付金2億3,695万3,000円、保健事業費1,077万3,000円を計上いたしております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していた だきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第24 議案第21号 令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計予算

○議長(只松秀喜君) 日程第24、議案第21号令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計予算 を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長(井上英貴君) 議案第21号令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を ご説明いたします。

本案は、令和5年度久山町後期高齢者医療特別会計予算をお願いするもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,068万4,000円で、前年度当初予算額と比べまして、96万2,000円の増額となり、率といたしましては約0.57%の増額予算でございます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料1億2,513万8,000円、繰入金4,534万1,000円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、総務費863万円、後期高齢者医療広域連合納付金1 億6,135万4,000円を計上いたしております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していた だきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第25 議案第22号 令和5年度久山町水道事業会計予算

○議長(只松秀喜君) 日程第25、議案第22号令和5年度久山町水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課、久芳課長。

○上下水道課長(久芳義則君) 議案第22号令和5年度久山町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和5年度久山町水道事業会計予算をお願いするものでございます。

令和5年度の水道事業は、給水件数3,525件、年間総給水量110万4,000㎡、1日平均給水量3,016㎡を業務の予定量としております。

収益的収入および支出につきましては、水道事業収益2億6,841万9,000円、水道事業費用2億4,252万9,000円を予定しております。

また、資本的収入および支出につきましては、資本的収入として5,820万5,000円、資本的支出として2億594万6,000円を予定しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,774万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額855万7,000円、当年度分損益勘定留保資金9,564万1,000円および建設改良積立金4,354万3,000円で補填することとしております。

一時借入金の限度額は1億円。議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費4,266万3,000円。棚卸資産の購入限度額として1,000万円を定めております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していた だきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第26 議案第23号 令和5年度久山町公共下水道事業会計予算

○議長(只松秀喜君) 日程第26、議案第23号令和5年度久山町公共下水道事業会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課、久芳課長。

〇上下水道課長(久芳義則君) 議案第23号久山町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、令和5年度久山町公共下水道事業会計予算をお願いするものでございます。

令和5年度の公共下水道事業は、排水戸数3,525戸、年間総排水量90万3,282㎡、1日平均排水量2,467㎡、主な建設改良費、管渠等築造工事1億3,200万円を業務の予定量としております。

収益的収入および支出につきましては、下水道事業収益4億6,994万円、下水道事業費用4億1,456万4,000円を予定しております。

また、資本的収入および支出につきましては、下水道事業資本的収入1億8,873万3,000円、下水道事業資本的支出3億8,932万円を予定しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億58万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,473万2,000円、過年度分損益勘定留保資金6,372万2,000円および当年度分損益勘定留保資金1億2,213万3,000円で補填することとしております。

企業債につきましては、流域下水道事業債1,380万円、流域関連公共下水道事業債9,950万円、合計1億1,330万円を限度額としております。

一時借入金の限度額は4億円。議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費3,372万9,000円。一般会計からの補助金は2億円、棚卸資産の購入限度額として100万円を定めております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していた だきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長(只松秀喜君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

散会 午前10時43分